

## 第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

### アメリカ

#### 1 経済情勢

アメリカ経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年第4四半期に景気が反転して以降、連続でプラス成長となっており、2007年においても成長率は低下しているが、引き続き景気は拡大基調にある。ただし、サブプライム問題に端を発した信用不安の実体経済に与える影響が懸念されている。

〈表2-4〉 米国の実質GDP成長率

年月	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007		
							1~3	4~6	7~9
実質GDP成長率	0.8	1.6	2.5	3.6	3.1	2.9	0.6	3.8	3.9

資料出所 連邦商務省経済分析局[BEA]ホームページ  
National Economic Accounts-Gross Domestic Product  
(注) 四半期の数字は季節調整値、実質GDP成長率の四半期数値に関しては、前期比年率

#### 2 雇用・失業対策

##### (1) 雇用・失業情勢

失業率は、雇用の好調さを反映して2000年まで低下が続いていたが、2001年に入るところから上昇し、2003年には6.0%まで上がった。しかし、2004年以降、低下傾向が続き2007年は4%台で推移しているが、12月に約2年ぶりに5.0%となるなど、上昇傾向にある。

〈表2-5〉 米国の雇用・失業の動向

年月	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007		
							1~3	4~6	7~9
労働力人口	143,734	144,863	146,510	147,401	149,320	151,428	152,912	152,807	153,195
就業者数	136,933	136,485	137,736	139,252	141,730	144,427	146,044	145,956	146,054
失業者数	6,801	8,378	8,774	8,149	7,591	7,001	6,869	6,851	7,142
失業率	4.7	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.5	4.5	4.7
16~19歳	14.7	16.5	17.5	17	16.6	15.4	14.8	15.6	15.7
20~24歳	8.3	9.7	10	9.4	8.8	8.2	7.7	7.7	8.5

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

〈表2-6〉 米国における産業別被用者数の推移

年	被用者数						
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
非農業雇用者計	13,183 (-149)	13,034 (-34)	13,000 (144)	13,144 (202)	13,370 (226)	13,617 (247)	
鉱業	61 (-3)	58 (-1)	57 (2)	59 (4)	63 (4)	68 (5)	
建設業	683 (-11)	672 (2)	674 (24)	698 (30)	734 (36)	769 (35)	
製造業	1,644 (-118)	1,526 (-75)	1,451 (-19)	1,432 (-9)	1,423 (-9)	1,420 (-3)	
うち耐久財	1,034 (-86)	948 (-52)	896 (-4)	892 (3)	896 (4)	900 (4)	
非耐久財	611 (-33)	578 (-23)	555 (-16)	539 (-11)	528 (-11)	520 (-8)	
卸売・小売業、運輸、電気・ガス・水道等事業	2,598 (-48)	2,550 (-21)	2,529 (24)	2,553 (38)	2,596 (43)	2,623 (27)	
うち小売業	1,524 (-21)	1,503 (-11)	1,492 (14)	1,506 (19)	1,528 (22)	1,532 (4)	
情報通信業	363 (-23)	340 (-21)	319 (-7)	312 (-5)	306 (-6)	306 (0)	
金融、保険、不動産業	781 (4)	785 (13)	798 (5)	803 (11)	815 (12)	836 (21)	
専門的サービス、対事業所サービス	1,648 (-50)	1,598 (1)	1,599 (41)	1,640 (48)	1,695 (55)	1,755 (60)	
うち労働者派遣業	234 (-14)	219 (3)	222 (16)	239 (15)	255 (16)	263 (8)	
教育・健康関連サービス	1,565 (55)	1,620 (39)	1,659 (36)	1,695 (39)	1,737 (42)	1,784 (47)	
余暇、レクリエーション	1,204 (-5)	1,199 (18)	1,217 (32)	1,249 (31)	1,282 (33)	1,314 (32)	
その他サービス	526 (11)	537 (3)	540 (1)	541 (-2)	540 (-1)	543 (3)	
連邦・州・地方政府	2,112 (39)	2,151 (7)	2,158 (4)	2,162 (18)	2,180 (18)	2,199 (19)	

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ  
(注) 2006年の数字は速報値。カッコ内は前年との差。

## (2) 雇用・失業対策の概要

### a 行政機関

#### (a) 連邦政府・州政府

アメリカにおける労働力の需給調整は基本的に州の責任とされており、連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助である。

1933年制定のワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act) が、全国職業サービス制度を全米に設置することを規定している。なおワグナー・ペイザー法は、1998年労働力投資法 (Workforce-Investment Act of 1998: WIA) によって修正されているが、現在も連邦労働省の雇用対策の主要根拠法となっている。

連邦政府では、労働省が雇用・失業対策行政を所掌している。労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌する。

州政府では、各州の労働担当省 (名称は Department of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Security など) が雇用・失業対策行政を所掌している。

#### (b) 公共職業サービス

各州にある公共職業サービス機関は、各州が所掌・運営しており、その多くは、州にある各種職業訓練機関 (公立 (郡立、市町村立も含む各種学校、州立大学等) 又は民間 (トラック運転学校、コンピュータ学校、各種単科大学等) の訓練施設一般)、コミュニティ・カレッジ<sup>(注1)</sup>等と共同で運営されている。

名称は各州で異なっている (Employment Office、Employment Services Office など) が、雇用サービス事務所 (Office of Employment Services) と総称される。職員の身分は、州職員であり、職員数は全国で約2万人 (1999年) である。

公共職業サービス機関の業務は、州により異なるが、労働者に対しては職業紹介、職業訓練プログラムの紹介などを、事業主に対しては求職者紹介、労働市場情報の提供などを行っているほか、失業保険業務も実施している。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州

の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している (連邦労働省の2008会計年度予算では、州職業サービス業務取扱事務費 (Employment Service Grants to States) に約6億9千万ドル計上している)。

#### b 労働力投資法とワンストップ(キャリア)センターの整備

クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法において、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」(One-Stop [Career] Center) を各州が整備することが規定された。これ以降、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められ、現在、支所もあわせて全国で約3,500か所運営されている。

なお、各州で収集された職業紹介情報 (求人・求職情報) は、連邦労働省・各州などが運営するインターネットサイト「アメリカジョブバンク」(America's Job Bank ; www. ajb. org) に登録され、オンラインで州を越えて職を求める者などに情報提供が行われている。

## (3) 若年者雇用対策

市場原理重視かつ自助原則の国柄で、連邦レベルの若年者雇用対策は少ない。ただし、社会的に不利な立場に置かれた若者に対しては、ジョブ・コアにより、毎年15億ドルもの予算を投入するなど、積極的な働きかけを実施している。

### a ジョブ・コア (Job Corps、1964年～)

経済的に不利な立場にある無職の青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させる教育・職業訓練を実施するアメリカ最大規模の若者に対する教育・職業訓練プログラムである。

経済的に不利な立場にある16～24歳の若者が対象である。寮に宿泊しながら、基本的なしつけ、読み書き、算数など基礎的な学習や職業訓練を実施する。参加費は無料であり、毎月小遣いが支給される。

## b WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs, 1998年~)

アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop [Career] Center)と連携した地方公共団体等で実施される14~21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦政府が給付金を提供するプログラムである。

## (4) 高齢者雇用対策

高齢者を対象とした連邦レベルの唯一の雇用施策は、高齢者地域社会サービス雇用事業である。

### a 高齢者地域社会サービス雇用事業(Senior Community Service Employment Program)

#### (a) 概要

高齢者地域社会サービス雇用事業は、1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)に基づくプログラムである。高齢者地域社会サービス雇用事業は、仕事がない低所得の高齢者のためにパートタイム労働の機会を提供し、一般の雇用に結びつけることを目的としており、高齢者に支払われる賃金を含めすべての経費が連邦政府から助成される。

#### (b) 適用範囲

55歳以上の高齢者で低所得の者。

#### (c) 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利団体が雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れる。参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護などの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金(5.85\$/時(約680円)<sup>(注2)</sup>)、州最低賃金のいずれか高い方が支給される。参加者はこのほか、講義、指導、コミュニティカレッジの受講などの訓練や求職活動への支援が受けられる。また、このプログラムを実施するために必要なすべての経費が連邦政府から助成される。

#### (d) 利用実績等

2005年度(2006年6月まで)は、定員約6万1千人で、4億3,340万ドル(約504億円)の資金が各州や指定団体に配付された。なお、参加者は就職等により入れ替わるので、年間で延べ10万人程度が参加することとなる。

## (5) 失業保険制度(補足的な失業者扶助制度を含む。)

### a 制度の概要

社会保障法に基づき、連邦・州失業保険(Federal-State Unemployment Compensation; UC)プログラムが整備され、連邦労働省が制度のガイドラインを決めて監督し、各州が独自のプログラムを管理運営している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対する一時的所得補償②景気後退期における経済の安定確保である。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州おおむね似通っている。

### b 根拠法令

連邦失業税法及び社会保障法により失業保険制度の枠組みが定められている。連邦失業税法は制度の適用範囲を定め、各州のプログラムに一定の要件を課すが、受給資格、欠格条項、給付額、支給期間等制度の具体的な詳細については州が決定する。また、社会保障法は、各州への連邦補助金等に関する規程を定めている。

### c 管理運営主体

制度全体を管轄しているのは連邦労働省であるが、制度の管理運営は各州政府が行っている。

### d 適用範囲

適用事業主の範囲は、暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約17万円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主となっている。

なお、農業部門や家事使用人については、別途規定している。

## e 財源

労働者を雇用する事業主から徴収する連邦失業税及び州失業税を財源とし、一部の州（アラスカ、ニュージャージー、ペンシルベニア）を除き、被用者負担はない。連邦失業税は事業主が労働者に支払う年間支払い賃金の6.2%であるが、納付期間内に納めるなど一定の条件を満たす場合は、5.4ポイント分の税額控除があるので実際の税率は0.8%である（2008年）。さらに、連邦失業税の対象となるのは、個々の労働者の年間賃金の7,000ドル（約81万4千円）までの分であるため、個々の労働者につき負担は最高でも56ドル（約6,500円）となっている。州失業税は、州・産業・事業所の解雇実績により税率や課税対象となる賃金額の上限が異なるが、課税対象となる賃金額までの税率は平均で約2.6%（賃金総額に占める州税額の割合は約0.7%）となっている（2007年推計）。

連邦失業税は、連邦・州政府の失業保険等に係る事務管理費、雇用情勢が悪化しているときに発動する給付期間の延長措置（EB：Extended Benefit）に係る費用の連邦政府負担分などに充てられ、通常の失業給付費は、州失業税から支出する。

## f 受給要件

受給要件は州ごとに異なる。一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者に対して給付される。懲戒解雇者や自発的離職者は対象とならない。すなわち、①離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること、②求職・再就職の能力・意思があること、③解雇又は就職拒否に関する欠格事由（欠格事由は各州により異なるが、仕事に関連した不正行為に基づく解雇により失業したこと、正当な理由なく紹介された適職への就職を拒否したこと等である。）に該当しないことの3つが主要な要件となっている。

なお、すべての州で、正当な理由なしに離職した者への給付を認めていないが、ほとんどの州で「セクハラを受けた」、「本人の病気」、「配偶者の転勤に伴う転居」などの理由による自発的な離職の一部については正当な理由として給付を認めている。

## g 給付内容

各州が定める給付額は、一定の額を限度額として、おおむね課税前所得（平均週給）の40%以下の州が多い。失業前の所得との関係については、給付額が平均週給の額にほぼ比例するものの、限度額があるため、高額な所得を得ていた者ほど給付率は低くなる。

給付期間の上限は、コロンビア特別区、プエルトリコ、バージン諸島を含む52州・地区で26週間であり、マサチューセッツ州では30週である。また、9州では失業者の属性、雇用されていた期間にかかわらず全ての受給者の最長給付期間は同じである。

連邦・州延長失業補償法に基づき創設された延長給付プログラムが発動されれば、発動された州では各人の支給期間が最長39週間に延長される。

## h 給付実績等

約1億3,000万人の賃金労働者が制度の適用を受け、2006年の給付実績は、受給者数248万人（週平均）、280億ドル（約3兆2千600億円）であった（年間総額）。

なお、2006年の全国平均給付額は週277ドル（約3万2千円）、平均受給期間は15.2週間であった。

## (6) 職業能力開発対策

連邦政府の行う職業訓練施策は、労働省、教育省が管轄している。

主な対象者は、社会福祉受給者、貧困にある成人と若年者、非自発的離職者の3グループで、この3グループを対象にした施策が行われている。

職業能力開発の主要連邦法である1998年制定の労働力投資法により、求職者が、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを1か所で受けられる「ワンストップ（キャリア）センター」を各州が整備することが規定されている。これにより、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、ワンストップ・キャリアセンターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。

職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティ・

カレッジ、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

## (7) 外国人労働者対策<sup>(注3)</sup>

### a 制度の概要

移民(永住者)及び非移民(滞在期限付きの者)を一定制限下で受け入れる一方で、不法入国及び不法滞在者の排除に努めている。

移民は労働者の能力等のカテゴリーにより、非移民は職種等のカテゴリーによりそれぞれ分類、審査された後、査証が発給される。移民の全カテゴリー及び非移民の一部のカテゴリーについては、年間発給枠がある。一部のカテゴリーについては、査証発給に先立ち、連邦労働省の労働証明も必要である。

### b 受入れが許可される範囲及び許可要件(又は審査基準)

#### (a) 専門的・技術的分野

##### ア グリーンカード(永住権)

##### (ア) 優先労働者(EB-1)

対象者は、卓越した能力を有する芸術家、科学者、教師などである。

##### (イ) 修士以上の資格を持つ専門労働者(EB-2)

対象者は、科学、芸術、ビジネスなどの分野で優れた能力を有する者である(労働市場テスト<sup>(注4)</sup>が必要)。

##### (ウ) 専門・技術労働者

対象者は、学士、2年以上の訓練を受けた者などである(労働市場テストが必要)。

なお、他の区分もあわせて就労関係でのグリーンカード発給は年間枠14万人である。

#### イ H1Bビザ

対象者は、科学、薬学、医学・衛生、教育、生物工学、ビジネスなど特殊技能を要する職業に学士以上の学位をもって従事する者である。

年間受入枠が設定されており(65,000人。ただし、米国で修士以上の学位を得た者については、別途20,000人の枠がある。)、また、外国人労働者の賃金、労働条件等について連邦労働省の許可が必要である。

#### (b) 非専門的・技術的分野

##### ア 農業の季節的・一時的労働者(労働市場テストあり)(H2Aビザ)

労働市場テストが必要である。

##### イ 農業以外の季節的・一時的労働者(H2Bビザ)

受入れ枠及び労働市場テストがあり、年間受入枠は66,000人である。

#### c 帰国奨励、規制強化策等

1986年の移民法改正により、新たに労働者を雇用する際に本人(米国人を含む。)のアメリカでの就労の権利の有無をチェックすることを使用者に義務付けた。1988年6月から、不法移民を故意に雇用すると処罰の対象となる。

1996年には、密入国者に対する厳罰化など不法移民の取り締まり強化等を内容として移民法が改正された(1997年4月施行)。

#### d 近年の移民法改正に係る動き(5において詳述)

景気拡大に伴い農業や他の低賃金労働で生じた労働者不足や、2006年1月現在で約1,200万人と推計される不法移民へ対応するため、政府は警備官を増員し、メキシコ国境との間に侵入防止のための柵を建設するなど不法移民の取り締まりを強化する一方、議会において移民法の改正が活発に議論されてきた。

特に、2005年には下院が、翌2006年には上院がそれぞれ改正法案を可決したが、内容の隔たりが大きく合意には至らなかった。また、2007年にも上院指導部とブッシュ政権の間で国境警備や新たな外国人労働者受入れに関して合意がなされたが、上院全体の賛成を得ることができないまま審議が打ち切られた。

#### e 外国人労働者の現状

##### (a) 労働力人口に占める外国人の割合

2006年で15.3%である<sup>(注5)</sup>。

##### (b) 外国人労働者の失業率

2006年で4.0%である<sup>(注6)</sup>。